

○ 財務省告示第二百四十六号  
平成二十六年七月二十八日国庫短期証券(第四百六十八回)に於て、  
政府資金調達事務取扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)の規定に基づき、  
平成二十六年七月二十八日より告示する。

一 発行条件等を次のとおり告示する。

二 法律条項及び根柢を有する法律の規定

三 振替法の適用

四 発行方法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十一年八月七日より告示する。

國庫短期証券(第四百六十八回)

二十六年七月二十八日国庫短期証券(第四百六十八回)に於て、  
政府資金調達事務取扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)の規定に基づき、  
平成二十六年七月二十八日より告示する。

二 法律条項等を有する法律の規定

三 振替法の適用

四 発行方法

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 千 四 四 五	万 額 千 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 三 千 万 兆	円 面 万 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 百 七 千 二	金 円 金	の 度 債 る か 込	競 債
	額 額	応 額 市 。 ら み	争 市
	六 百 二 千	募 の 場 そ の	入 場
	十九 百 三	額 範 特 の う	札 特
	円 十 五 百	を 圏 別 応 ち	発 別
	億 十 五	千 兆 割 内 参	行 参
	八 円 億	七 二 割 に 参	參
	百 四	百 千 り に 加	「 加
	三 千	九 三 当 お 者	と 者
	十 五	十 百 て い ご	い 。
	八 百	億 八 て と	う 第
	万 七	四 億 て と	。 I
	三 十	千 九 。 各 の	割 高
			申 応 り い
			非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 債 競	・ 債 I	格 第 市 加	札 行 競 場	格 行 價 日
平 成 二 十 六 年 七 月 二 十 八 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う 、 つ 。 そ き の 百 円 に	額 面 金 額 を 支 き 償 は 、 期 と 、 六 年 十 月 二 十 七 日 業 業 日 に	償 當 還 た だ し と 、 年 十 月 二 十 七 日 業 業 日 に	た 成 し 、 年 十 月 二 十 七 日 業 業 日 に	平 成 大 額 百 厘 四 毛 以 き 上 九 十 九 円 ぞ れ 九 円 ぞ れ 九	額 面 金 額 を 百 厘 五 毛 以 九 十 九 円 ぞ れ 九	額 面 金 額 を 百 厘 五 毛 以 九 十 九 円 ぞ れ 九	額 面 金 額 を 百 厘 五 毛 以 九 十 九 円 ぞ れ 九
十額の十額 平す額の振 九面応九面 成るの記替 錢金募錢金 二。整載法 三額価二額 十数又の 厘百格厘百 六倍は規 四円五円 年の記定 毛に毛に 七年金録に つ以つ月 七月額はよ き上月 二十八に、る 九の九月 よ最振 十そ十月 る低替 九れ九月 も額口 円ぞ円 日の面座 九れ九円 と金簿									